



# 柳川自校だより

令和 7 年  
4 月号

〒 839-0242

柳川市大和町豊原100  
TEL 0944-72-5371

柳川自動車学校  
FAX 0944-72-5373

新年度を迎え、進学・就職と新しい人生への一步を踏み出された  
ことと思います(\*^\_^\*)

教習生の皆さんも、自動車学校を卒業されたら、交通社会の  
一員になりますが、運転者になっても、「歩行者」や「自転車」の  
立場になり、思いやりのある安全運転者になりましょう！



# 春

## の交通安全県民運動が実施されます!!

運動期間 令和7年4月6日(日)~4月15日(火)

重点 ① **ごどもを始めとする歩行者が安全に通行できる**

①

**道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践**

- 横断する時は、車が確実に停止するのを待って渡りましょう。
- 近くに横断歩道がある時は、必ず横断歩道を利用し、横断中も周囲の安全を確認しましょう。
- 高齢者は加齢に伴う身体機能の変化を理解し安全な交通行動を心掛けましょう。
- 夕暮れ時以降に外出するときは、**反射材用品**や**明るい服装**を着用しましょう。

4月10日(水)は  
交通事故死  
ゼロを  
目指す日です!

重点 ② **歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶や**

②

**シートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進**

- 横断歩道に横断者がいるときは、一時停止して横断者を優先させましょう。
- 高齢者は、身体機能の変化に応じた安全運転を心掛けましょう。
- **全ての座席でシートベルト着用は義務**です。後部座席でも必ず着用しましょう。
- 6歳以上の子どもであっても体格等の事情により、シートベルトを適切に着用できない場合は、チャイルドシートを使用しましょう。



重点 ④ **自転車・特定小型原動機付自転車利用時の**

④

**ヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底**

- 自転車・特定小型原動機付自転車に乗る際は**ヘルメット**を着用し、**交通ルール**を理解して安全に利用しましょう。
- 自転車は**車両**であり、**車道通行が原則**、歩道は例外です。歩道では必ず歩行者を優先しましょう。
- 「自転車安全利用五則」を守りましょう。
- 自転車保険に必ず加入しましょう。



重点

③

**飲酒運転の撲滅**

- 飲酒するときの体調と翌日の運転予定を考えて、「**適正飲酒**」を心掛けましょう。
- 二日酔い運転しないよう、運転前に**アルコール**が残っていないか確認しましょう。
- 「**飲酒運転は絶対しない、させない、許さない、そして見逃さない。**」ことを徹底しましょう。
- 飲酒運転を見掛けたら**必ず110番通報**しましょう。

